

令和6年6月4日開会

# 令和6年第2回下妻市議会定例会議案

下 妻 市

## 令和6年第2回下妻市議会定例会議案目次

	頁
報告第5号	令和5年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算について…………… 3
報告第6号	令和5年度下妻市水道事業会計予算繰越計算について…………… 9
報告第7号	令和5年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算について…………… 11
議案第44号	下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について…………… 13
議案第45号	下妻市下水道条例の一部改正について…………… 21
議案第46号	財産の取得について…………… 26
議案第47号	字の区域及び名称の変更について…………… 27
議案第48号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について…………… 31
議案第49号	令和6年度下妻市一般会計補正予算（第3号）について…………… 37
議案第50号	令和6年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 48
議案第51号	下妻市固定資産評価員の選任について…………… 54

報告第5号

令和5年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算について、別記のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

令和6年第1回定例会において繰越明許の議決があった事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものである。

令和5年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	市有地登記業務委託	2,180,000	2,180,000					2,180,000
	3. 戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカード振り仮名・ローマ字等表記改修事業	9,053,000	9,053,000		9,053,000			

事業名	節	11. 役務費	12. 委託料	計
		円	円	円
市有地登記業務委託		800,000	1,380,000	2,180,000
マイナンバーカード振り仮名・ローマ字等表記改修事業			9,053,000	9,053,000

令和5年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	円 1,405,000	円 1,004,360	円 円	円 1,004,360	円 円	円 円	円 円

事業名	節	11. 役務費	12. 委託料	計
新型コロナウイルスワクチン接種事業		円 105,000	円 899,360	円 1,004,360

令和5年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
6. 農業費	1. 農業費	温泉貯湯槽更新工事	21,637,000	21,637,000					21,637,000
		担い手確保・経営強化支援事業補助金	9,419,000	9,419,000		9,419,000			

事業名	節	14. 工事請負費	18. 負担金補助及び交付金	計
		円	円	円
温泉貯湯槽更新工事		21,637,000		21,637,000
担い手確保・経営強化支援事業補助金			9,419,000	9,419,000

令和5年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	舗装修繕工事(市道106号線外)	32,000,000	32,000,000		14,045,000	14,000,000		3,955,000
		道の駅しもつま施設機能改善工事	40,000,000	40,000,000				40,000,000	
		道路改良工事(南部環状線)	19,000,000	19,000,000		7,995,000	10,400,000		605,000
		道路改良工事(市道5315号線外)	343,000,000	343,000,000		154,717,000		188,283,000	
	排水整備工事(市道5006号線外)	10,000,000	10,000,000					10,000,000	
	4. 都市計画費	江連都市下水路事業費負担金	1,680,000	1,680,000					1,680,000

事業名	14. 工事請負費	18. 負担金補助及び交付金	計
節	円	円	円
舗装修繕工事(市道106号線外)	32,000,000		32,000,000
道の駅しもつま施設機能改善工事	40,000,000		40,000,000
道路改良工事(南部環状線)	19,000,000		19,000,000
道路改良工事(市道5315号線外)	343,000,000		343,000,000
排水整備工事(市道5006号線外)	10,000,000		10,000,000
江連都市下水路事業費負担金		1,680,000	1,680,000

令和5年度下妻市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10. 教育費	3. 中学校費	千代川中学校特別教室空調設備設置事業	29,700,000	29,700,000		4,692,000	24,800,000		208,000
	5. 社会教育費	千代川公民館空調設備改修事業	63,339,000	63,339,000			57,000,000		6,339,000

事業名	節		
	12. 委託料	14. 工事請負費	計
	円	円	円
千代川中学校特別教室空調設備設置事業	3,400,000	26,300,000	29,700,000
千代川公民館空調設備改修事業	979,000	62,360,000	63,339,000

令和6年5月21日

下妻市長 菊池 博

報告第6号

令和5年度下妻市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度下妻市水道事業会計予算繰越計算について、別記のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

令和5年度下妻市水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を令和6年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものである。

令和5年度下妻市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損留	益勘定			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	貨物自動車購入	円 3,678,000	円	円 3,678,000	円	円	円	円	円	円	円	半導体不足等の社会情勢及び部品の供給停止に伴う車両生産稼働率低下の影響により、納期の延長を要したため。

令和6年5月21日

下妻市長 菊池 博

報告第7号

令和5年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算について、別記のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

令和5年度下妻市下水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を令和6年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものである。

令和5年度下妻市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金				
1. 資本的支出	1. 建設改良費	汚水管布設工事(小島第3)	円 45,900,000	円 17,160,000	円 28,740,000	円 11,317,000	円	円 13,000,000	円 4,423,000	円	円	施工箇所の地下水位が高く、施工方法及び対策の検討に不測の日数を要したため。	
		鬼怒小貝流域下水道建設事業負担金(令和5年度分)	円 46,894,000	円 5,191,000	円 28,394,000			円 26,400,000	円 1,994,000	円 13,309,000		円	関係機関等との調整に不測の日数を要したため。
		小貝川東部流域下水道建設事業負担金	円 1,275,000	円 453,000	円 115,000				円 115,000	円 707,000		円	関係機関等との調整に不測の日数を要したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	鬼怒小貝流域下水道建設事業負担金(令和4年度分)	円 43,579,000	円 34,596,000	円 8,983,000	円	円	円 8,900,000	円 83,000	円	円	関係機関等との調整に不測の日数を要したため。

令和6年5月21日

下妻市長 菊池 博

## 議案第 4 4 号

下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

下妻市長 菊 池 博

### 提案理由

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえ、小規模保育事業所等における満 3 歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を見直すほか、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下妻市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を  
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）  
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加え、「行う者」を「行う施設」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

### (電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>付則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等につ</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 雑則(第49条)</u></p> <p>付則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等につ</p>

現 行	改 正
<p>いては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項_____の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当</p>	<p>いては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号<u>及び第4項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 前項<u>(第2号に該当する場合に限る。)</u>の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当</p>

現 行	改 正
<p>と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該</p>	<p>と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該</p>

現 行	改 正
<p>各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定</p>	<p>各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定</p>

現 行	改 正
<p>める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>

## 議案第45号

下妻市下水道条例の一部改正について

下妻市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月4日提出

下妻市長 菊池 博

### 提案理由

政府が進める「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、アナログ規制の一つである常駐・専任規制に該当する規定を緩和する改正を行うほか、所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

## 下妻市条例第 号

### 下妻市下水道条例の一部を改正する条例

下妻市下水道条例（平成10年下妻市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「規定」を「指定」に改め、同条第2項第2号中「専属する」を「選任する」に、「主任技術者の氏名」を「排水設備主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第1号中「次条第1項第4号アからエまで」を「次条第1項第4号アからオまで」に改め、同項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、「住民票」の次に、「在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加え、同項第4号中「専属する」を「選任する」に、「主任技術者の」を「主任技術者に係る」に、「日本下水道協会茨城県支部長」を「茨城県下水道協会会長」に改める。

第6条の3第1項第1号中「が1名以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第6条の8の見出しを「(主任技術者)」に改め、同条第1項中「排水設備主任技術者（以下「主任技術者」という。）を専属させなければならない」を「主任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない」に改め、同条第2項中「日本下水道協会茨城県支部長」を「茨城県下水道協会会長」に、「県支部」を「茨城県下水道協会」に改める。

第10条第1項第8号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項第8号の改正規定（「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

下妻市下水道条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 前条第1項の<u>規定</u>は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、指定を受けようとする市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第6条の8第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属することとなる主任技術者の氏名</u> _____ _____</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>次条第1項第4号アからエまでの</u>いずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあっては、定款及び<u>登記簿の謄本</u>、個人にあっては、その住民票_____ _____ _____の写し</p> <p>(3) 略</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 前条第1項の<u>指定</u>は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、指定を受けようとする市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第6条の8第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任することとなる排水設備主任技術者(以下「主任技術者」という。)の氏名並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u></p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>次条第1項第4号アからオまでの</u>いずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあっては、定款及び<u>登記事項証明書</u>、個人にあっては、その住民票、<u>在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。)</u>又は<u>特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)</u>の写し</p> <p>(3) 略</p>

現 行	改 正
<p>(4) <u>専属することとなる主任技術者の</u> 排水設備主任技術者証 (<u>日本下水道協会茨城県支部長</u>が交付したもの。以下「主任技術者証」という。)の写し</p> <p>(5)・(6) 略 (指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、第6条の8第2項の規定により主任技術者として登録を受けた者が<u>1名以上専属している者である</u>こと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略 <u>(排水設備主任技術者)</u></p> <p>第6条の8 指定工事店は、営業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、<u>排水設備主任技術者(以下「主任技術者」という。)</u> <u>を専属させなければならない</u> _____。</p> <p>2 前項に規定する主任技術者は、<u>日本下水道協会茨城県支部長</u>が実施する主任技術者資格認定試験に合格し、<u>県支部</u>が備える排水設備主任技術者名簿に登録された者で、市長が認めた者をいう。</p> <p>3～5 略 (除害施設の設置等)</p>	<p>(4) <u>選任することとなる主任技術者に係る</u>排水設備主任技術者証 (<u>茨城県下水道協会長</u>が交付したもの。以下「主任技術者証」という。)の写し</p> <p>(5)・(6) 略 (指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、第6条の8第2項の規定により主任技術者として登録を受けた者<u>を選任している</u>こと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略 <u>(主任技術者)</u></p> <p>第6条の8 指定工事店は、営業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、<u>主任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p>2 前項に規定する主任技術者は、<u>茨城県下水道協会長</u>が実施する主任技術者資格認定試験に合格し、<u>茨城県下水道協会</u>が備える排水設備主任技術者名簿に登録された者で、市長が認めた者をいう。</p> <p>3～5 略 (除害施設の設置等)</p>

現 行	改 正
<p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合は、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p>	<p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合は、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p>

## 議案第46号

### 財産の取得について

下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年下妻市条例第5号）第3条の規定により、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

下妻市長 菊池 博

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 1台                              |
| 2 取得価格   | 金19,745,000円                             |
| 3 契約の方法  | 指名競争入札による契約                              |
| 4 契約の相手方 | 下妻市半谷731番地4<br>木村自動車有限会社<br>代表取締役 木村 とし子 |

### 提案理由

下妻市消防団に配備されている消防車両で老朽化したものを更新するため、新たに消防ポンプ自動車1台を取得することについて、下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第47号

### 字の区域及び名称の変更について

本市内の字の区域及び名称の一部を別紙区域変更調書のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

下妻市長 菊池 博

### 提案理由

しもつま中央工業団地造成に伴い、字の区域及び名称の一部を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

別紙

区域変更調書

中央工業団地（大字表記のみで小字表記なし）に変更する区域

古沢字沢畑 1 2 6 4 から 1 3 2 9 まで、1 3 3 3 から 1 3 4 4 まで、1 3 6 7 から 1 3 8 8 まで、1 3 9 0 から 1 4 2 1 まで、1 4 2 2 の 1、1 4 2 2 の 2、1 4 2 3、1 4 2 4 の 1、1 4 2 4 の 2 の一部、1 4 2 5 の 1、1 4 2 5 の 2 の一部、1 4 3 0 から 1 4 3 4 まで、1 4 3 5 の 1、1 4 3 5 の 2 の一部、1 4 4 4 から 1 4 4 8 まで、1 4 4 9 の 1、1 4 4 9 の 2 の一部、1 4 5 9 の一部、1 4 6 0 の一部、1 4 6 1 から 1 4 6 3 まで、1 4 6 6、1 4 6 7 の一部、1 4 7 0 の一部、1 4 7 1、1 4 7 2、1 4 7 3 の一部、1 4 7 5、1 4 7 6、1 4 7 8、1 4 7 9、1 4 8 0 の一部、1 4 8 1 の一部、1 4 8 5、道-1、道-3、道-4、道-6、道-8

同字春内 7 9 0 の 1、7 9 0 の 2、7 9 0 の 3、7 9 1 の 1、7 9 1 の 2、7 9 2 の 1、7 9 3、7 9 4 の 1、7 9 4 の 2、7 9 5 の 1、7 9 6 の 1、8 0 0 の 1、8 0 0 の 2、8 0 1 から 8 0 7 まで、8 0 8 の 1、8 1 1 の 1、8 1 2 から 8 1 6 まで、8 1 7 の 1、8 1 8 の 1、8 1 9、8 2 0 の 1、8 2 1 の 1、8 2 3 の 1、8 2 3 の 5 の一部、8 2 4 の 1、8 2 4 の 2 の一部、8 2 5、8 2 6 の 1、8 2 6 の 2 の一部、8 2 6 の 3

同字高柴原 9 7 1 の 1、9 7 1 の 2、9 7 1 の 3、9 7 2 の 1、9 7 2 の 2 の一部、9 7 3 の 1、9 7 3 の 3、1 0 6 8 の 2 の一部、1 0 6 9 の 1、1 0 6 9 の 2、1 0 7 0 から 1 0 7 7 まで、1 0 7 9、1 0 8 1 の 1、1 0 8 3 の 1、1 0 8 3 の 2 の一部、1 0 8 3 の 4

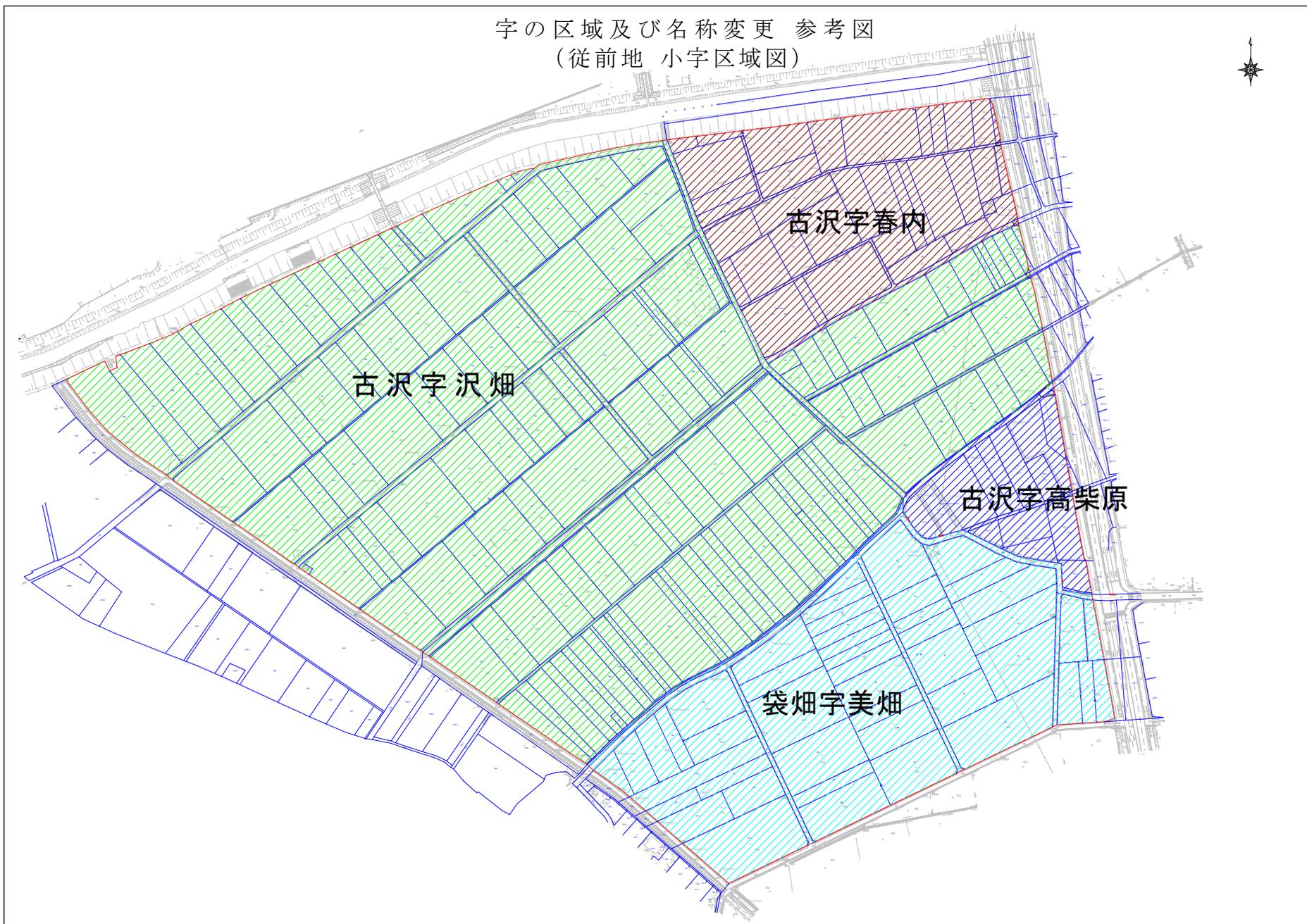
袋畑字美畑 5 2 9 の 1、5 3 0、5 3 1 の 1、5 3 2、5 3 3 の 1、5 3 4 の 1、5 3 5 の 1、5 3 6 から 5 5 5 まで、5 5 6 の 1、5 5 6 の 2、5 5 7 から 5 7 1 まで、5 7 2 の 1、5 7 3 の 1、5 9 1 の一部、5 9 3 から 5 9 5 まで

字の名称新旧対照表

旧		新	
大字	字	大字	字
古沢	沢畑、春内、高柴原	中央工業団地	表記なし
袋畑	美畑		

備考 字の名称変更は、しもつま中央工業団地の開発区域内（計２８９筆）のみとする。

字の区域及び名称変更 参考図  
(従前地 小字区域図)



## 議案第48号

### 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）を別記のとおり変更することについて、関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

下妻市長 菊池 博

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により現行の被保険者証が改正法の施行日以降は発行されなくなることに伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて関係市町村と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現 行	改 正												
<p>(執行機関の組織)</p> <p>第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。</p> <p>2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p><u>3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</u></p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</p> <p>3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</p> <p>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>5 保険料に関する申請の受付</p> <p>6 前各号に掲げる事務に付随する事務</p> <p>別表第2(第18条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 共通経費</td> <td>均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%</td> </tr> <tr> <td>2 医療給付に要する経費</td> <td>高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	負担割合等	1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%	2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額	<p>(執行機関の組織)</p> <p>第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。</p> <p>2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</p> <p>3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</p> <p>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>5 保険料に関する申請の受付</p> <p>6 前各号に掲げる事務に付随する事務</p> <p>別表第2(第18条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 共通経費</td> <td>均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%</td> </tr> <tr> <td>2 医療給付に要する経費</td> <td>高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	負担割合等	1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%	2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
区分	負担割合等												
1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%												
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額												
区分	負担割合等												
1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%												
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額												

現 行		改 正	
3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第105条 に定める市町村が納付すべ き額)	市町村が徴収した保険料等の実額 及び低所得者等の保険料軽減額相 当額	3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第105条 に定める市町村が納付すべ き額)	市町村が徴収した保険料等の実額 及び低所得者等の保険料軽減額相 当額
備考 1 人口割の算定は、前年度の <u>3月31日</u> 現在の住民基本台帳に基 づく人口による。 2 高齢者人口割の算定は、前年度の <u>3月31日</u> 現在の住民基本台 帳に基づく満75歳以上の人口による。		備考 1 人口割の算定は、前年度の <u>1月1日</u> 現在の住民基本台帳に基 づく人口による。 2 高齢者人口割の算定は、前年度の <u>1月1日</u> 現在の住民基本台 帳に基づく満75歳以上の人口による。	

令和 6 年度

# 下妻市補正予算書

一 般 会 計  
特 別 会 計  
国 民 健 康 保 険

# 目 次

一般会計補正予算	37
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	39
歳入	41
歳出	42
補正予算給与費明細書	46
国民健康保険特別会計補正予算	48

議案第49号

令和6年度下妻市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度下妻市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,581,388千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日 提出

下妻市長 菊池 博

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		3,125,286	56,139	3,181,425
	2. 国庫補助金	954,784	56,139	1,010,923
15. 県支出金		1,461,309	2,018	1,463,327
	2. 県補助金	520,540	2,018	522,558
19. 繰越金		333,644	76,553	410,197
	1. 繰越金	333,644	76,553	410,197
20. 諸収入		536,571	46,480	583,051
	5. 雑収入	512,719	46,480	559,199
歳入合計		19,400,198	181,190	19,581,388

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,361,810	82,504	3,444,314
	1. 総務管理費	2,581,972	82,504	2,664,476
3. 民生費		6,993,770	13,988	7,007,758
	1. 社会福祉費	3,834,581	3,700	3,838,281
	2. 児童福祉費	2,388,186	8,211	2,396,397
	3. 生活保護費	763,563	2,077	765,640
4. 衛生費		1,324,238	61,218	1,385,456
	1. 保健衛生費	429,240	61,218	490,458
6. 農業費		883,061	6,593	889,654
	1. 農業費	883,061	6,593	889,654
7. 商工費		364,487	4,169	368,656
	1. 商工費	364,487	4,169	368,656
8. 土木費		1,688,737	3,650	1,692,387
	5. 住宅費	29,589	3,650	33,239
10. 教育費		2,027,555	9,068	2,036,623
	5. 社会教育費	506,632	5,192	511,824
	6. 保健体育費	424,835	3,876	428,711
歳出合計		19,400,198	181,190	19,581,388

下 妻 市 一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	5,918,521		5,918,521	30.2
2. 地 方 譲 与 税	250,800		250,800	1.3
3. 利 子 割 交 付 金	2,135		2,135	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	26,662		26,662	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	31,303		31,303	0.2
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	115,700		115,700	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,070,000		1,070,000	5.5
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	33,000		33,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	103,093		103,093	0.5
10. 地 方 交 付 税	2,800,000		2,800,000	14.3
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,977		2,977	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	68,290		68,290	0.3
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	110,764		110,764	0.6
14. 国 庫 支 出 金	3,125,286	56,139	3,181,425	16.2
15. 県 支 出 金	1,461,309	2,018	1,463,327	7.5
16. 財 産 収 入	13,012		13,012	0.1
17. 寄 附 金	1,000,001		1,000,001	5.1
18. 繰 入 金	1,641,930		1,641,930	8.4
19. 繰 越 金	333,644	76,553	410,197	2.1
20. 諸 収 入	536,571	46,480	583,051	3.0
21. 市 債	755,200		755,200	3.8
歳 入 合 計	19,400,198	181,190	19,581,388	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	190,702		190,702	1.0
2. 総務費	3,361,810	82,504	3,444,314	17.6
3. 民生費	6,993,770	13,988	7,007,758	35.8
4. 衛生費	1,324,238	61,218	1,385,456	7.1
5. 労働費	29,611		29,611	0.1
6. 農業費	883,061	6,593	889,654	4.5
7. 商工費	364,487	4,169	368,656	1.9
8. 土木費	1,688,737	3,650	1,692,387	8.6
9. 消防費	745,907		745,907	3.8
10. 教育費	2,027,555	9,068	2,036,623	10.4
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,760,315		1,760,315	9.0
13. 予備費	30,000		30,000	0.2
歳出合計	19,400,198	181,190	19,581,388	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
49,593			32,911
6,971			7,017
		46,480	14,738
1,593			5,000
			4,169
			3,650
			9,068
58,157		46,480	76,553

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	589,486	48,823	638,309
2. 民生費国庫補助金	179,047	7,316	186,363
計	954,784	56,139	1,010,923

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	206,006	425	206,431
4. 農業費県補助金	231,974	1,593	233,567
計	520,540	2,018	522,558

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	333,644	76,553	410,197
--------	---------	--------	---------

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

2. 雑入	512,678	46,480	559,158
計	512,719	46,480	559,199

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	48,823	デジタル田園都市国家構想交付金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 44,947 増 3,876
1. 社会福祉費補助金	1,038	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（業務効率化事業）
2. 児童福祉費補助金	6,278	子ども・子育て支援事業費補助金

1. 社会福祉費補助金	425	地域自殺対策強化交付金事業費補助金増
1. 農業費補助金	1,593	農地利用効率化等支援交付金

1. 前年度繰越金	76,553	前年度繰越金増
-----------	--------	---------

3. 衛生費雑入	46,480	新型コロナウイルスワクチン定期接種助成金

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	737,176	1,540	738,716	770		
4. 企画費	940,641	77,088	1,017,729	44,947		
6. 情報管理費	125,283	3,876	129,159	3,876		
計	2,581,972	82,504	2,664,476	49,593		

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	842,772	3,700	846,472	425		
計	3,834,581	3,700	3,838,281	425		

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	2,240,021	5,508	2,245,529	5,508		
------------	-----------	-------	-----------	-------	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
770	12. 委託料	1,540	<b>03 人事管理経費</b> 12 委託料 給与システム改修業務委託料	<b>1,540</b> 1,540
32,141	12. 委託料	16,498	<b>03 地域おこし協力隊事業費</b> 12 委託料	<b>2,598</b> 1,938
	18. 負担金補助及び交付金	60,590	地域おこし協力隊募集委託料 18 負担金補助及び交付金 地域おこし協力隊募集負担金	660
			<b>04 公共交通対策経費</b> 12 委託料 下妻・つくば連携バス短期実証運行業務委託料 18 負担金補助及び交付金 地域公共交通実証事業負担金	<b>74,490</b> 14,560 59,930
	18. 負担金補助及び交付金	3,876	<b>02 電算管理経費</b> 18 負担金補助及び交付金 社会保障・税番号制度中間サーバ負担金増	<b>3,876</b> 3,876
32,911				

3,275	12. 委託料	3,700	<b>02 社会福祉総務事務経費</b> 12 委託料 自殺対策計画策定業務委託料	<b>3,700</b> 3,700
3,275				

	1. 報酬	252	<b>03 児童手当支給経費</b> 1 報酬	<b>5,508</b> 252
--	-------	-----	----------------------------	---------------------

総務管理費・社会福祉費・児童福祉費

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 児童福祉施設費	148,165	2,703	150,868			
計	2,388,186	8,211	2,396,397	5,508		

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	104,687	2,077	106,764	1,038		
計	763,563	2,077	765,640	1,038		

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

2. 予防費	144,744	61,218	205,962			46,480
計	429,240	61,218	490,458			46,480

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
	3. 職員手当等	1,000	会計年度任用職員報酬	
			3 職員手当等	1,000
	10. 需用費	261	時間外勤務手当	
			10 需用費	261
	11. 役務費	695	消耗品費	226
			印刷製本費	35
	12. 委託料	3,300	11 役務費	695
			郵便料	420
			手数料	275
			12 委託料	3,300
			児童手当システム改修委託料	
2,703	12. 委託料	2,703	<b>02 きぬ保育園運営経費</b>	<b>2,703</b>
			12 委託料	2,703
			保育士派遣業務委託料	
2,703				

1,039	12. 委託料	2,077	<b>02 生活保護総務事務経費</b>	<b>2,077</b>
			12 委託料	2,077
			生活保護システム改修委託料	
1,039				

14,738	11. 役務費	1,176	<b>01 予防接種事務経費</b>	<b>61,218</b>
			11 役務費	1,176
	12. 委託料	60,042	郵便料増	
			12 委託料	60,042
			B類疾病予防接種委託料増	
14,738				

児童福祉費・生活保護費・保健衛生費

## (款) 6. 農業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 農業振興費	208,154	6,593	214,747	1,593		
計	883,061	6,593	889,654	1,593		

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

1. 商工総務費	61,247	4,169	65,416			
計	364,487	4,169	368,656			

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	29,589	3,650	33,239			
----------	--------	-------	--------	--	--	--

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

2. 公民館費	113,960	2,200	116,160			
---------	---------	-------	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説	明
	区分	金額		
一般財源				
5,000	14. 工事請負費	5,000	<b>02 ビアスパークしもつま管理経費</b>	<b>5,000</b>
			14 工事請負費	5,000
			防火シャッター修繕工事	2,000
			非常用放送設備更新工事	3,000
	18. 負担金補助及び交付金	1,593	<b>04 農業団体等育成支援経費</b>	<b>1,593</b>
			18 負担金補助及び交付金	1,593
			農地利用効率化等支援交付金	
5,000				

4,169	12. 委託料	4,169	<b>03 消費生活センター運営経費</b>	<b>4,169</b>
			12 委託料	4,169
			消費生活センター業務委託料	
4,169				

3,650	12. 委託料	3,650	<b>02 市営住宅等管理経費</b>	<b>3,650</b>
			12 委託料	3,650
			浄化槽内清掃業務委託料(石堂住宅・新石堂住宅)	

2,200	10. 需用費	1,320	<b>02 千代川公民館管理運営経費</b>	<b>880</b>
			14 工事請負費	880
			トイレ改修工事	
	14. 工事請負費	880	<b>04 下妻公民館管理運営経費</b>	<b>1,320</b>
			10 需用費	1,320
			修繕料増	

農業費・商工費・住宅費・社会教育費

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4. 図書館費	125,107	2,552	127,659			
9. 市民センター 管理費	20,052	440	20,492			
計	506,632	5,192	511,824			

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

6. 学校給食費	330,934	3,876	334,810			
計	424,835	3,876	428,711			

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
2,552	10. 需用費	2,552	03 図書館維持管理経費 10 需用費 修繕料増	2,552 2,552
440	10. 需用費	440	01 市民センター管理運営経費 10 需用費 修繕料増	440 440
5,192				

3,876	12. 委託料	3,876	01 学校給食経費 12 委託料 調理員派遣業務委託料	3,876 3,876
3,876				

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補正後	( 257) 294	485,740	1,123,009	771,502
補正前	( 257) 294	485,488	1,123,009	770,502
比 較	( 0) 0	252	0	1,000

( )内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	時間外勤務手当
	補正後	14,497		31,900	64,599
	補正前	14,497		31,900	63,599
	比 較	0		0	1,000

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
2,380,251	484,336	2,864,587	169,110
2,378,999	484,336	2,863,335	169,110
1,252	0	1,252	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
340,002	287,326	18,679	48	12,987	1,464
340,002	287,326	18,679	48	12,987	1,464
0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	( 3 ) 294		1,123,009	608,556	1,731,565	364,690	2,096,255	169,110
補 正 前	( 3 ) 294		1,123,009	607,556	1,730,565	364,690	2,095,255	169,110
比 較	( 0 ) 0		0	1,000	1,000	0	1,000	0

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	14,497	0	31,900	64,599	251,742	212,640	18,679	48	12,987	1,464
	補 正 前	14,497	0	31,900	63,599	251,742	212,640	18,679	48	12,987	1,464
	比 較	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 ( 人 )	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 ( 退 職 手 当 負 担 金 )
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	( 254 )	485,740		162,946	648,686	119,646	768,332	
補 正 前	( 254 )	485,488		162,946	648,434	119,646	768,080	
比 較	( 0 )	252		0	252	0	252	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	本 年 度					88,260	74,686				
	前 年 度					88,260	74,686				
	比 較					0	0				

備考 ( )内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分		
職 員 手 当	1,000	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	1,000	

議案第50号

令和6年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,741,179千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正 (事業勘定)

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 県 支 出 金		3,251,368	776	3,252,144
	1. 県 補 助 金	3,251,368	776	3,252,144
8. 国 庫 支 出 金		0	4,403	4,403
	1. 国 庫 補 助 金	0	4,403	4,403
歳 入 合 計		4,736,000	5,179	4,741,179

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総 務 費		112,892	5,179	118,071
	1. 総 務 管 理 費	81,587	5,179	86,766
歳 出 合 計		4,736,000	5,179	4,741,179

下妻市国民健康保険特別会計（事業勘定）  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括  
（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	割合（%）
1. 国民健康保険税	874,349		874,349	18.4
2. 使用料及び手数料	101		101	0.0
3. 県支出金	3,251,368	776	3,252,144	68.6
4. 財産収入	40		40	0.0
5. 繰入金	572,528		572,528	12.1
6. 繰越金	20,000		20,000	0.4
7. 諸収入	17,614		17,614	0.4
8. 国庫支出金		4,403	4,403	0.1
歳入合計	4,736,000	5,179	4,741,179	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	112,892	5,179	118,071	2.5
2. 保険給付費	3,187,446		3,187,446	67.2
3. 国民健康保険事業費納付金	1,357,847		1,357,847	28.7
4. 保健事業費	61,755		61,755	1.3
5. 基金積立金	40		40	0.0
6. 諸支出金	6,020		6,020	0.1
7. 予備費	10,000		10,000	0.2
歳出合計	4,736,000	5,179	4,741,179	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
5,179			
5,179			

2. 歳入

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	3,251,368	776	3,252,144

(款) 8. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

1. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	4,403	4,403
--------------------------	---	-------	-------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 特別交付金	776	特別調整交付金分(市町村分)増

1. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	4,403	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金
--------------------------	-------	-----------------------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	80,188	5,179	85,367	5,179		
計	81,587	5,179	86,766	5,179		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	11. 役務費	1,489	<b>02 一般管理事務経費</b> <b>5,179</b>
			11 役務費 1,489
	12. 委託料	3,690	郵便料増
			12 委託料 3,690
			住民情報管理委託料 1,050 増
			システム改修委託料 2,640 増

議案第51号

下妻市固定資産評価員の選任について

下記の者を下妻市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月4日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 岡本 俊彦

提案理由

現下妻市固定資産評価員である本市職員の塚田篤から、令和6年6月30日をもって辞任したい旨の申出があったため、後任として本市職員の岡本俊彦を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)